

平成 26 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 129 号
「みえ森と緑の県民税評価委員会条例案について」…………… 1
- 2 議案第 130 号
「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例案について」… 2

◎ 請願説明

- 1 請願第 12 号
「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて」の
処理経過…………… 3

◎ 所管事項説明

- 1 「平成26年版成果レポート（案）」について…………… 別冊
- 2 新規就農者の確保について…………… 6
- 3 農福連携の取組について…………… 10
- 4 水源地域の森林の保全に関する取組について…………… 12
- 5 漁業用燃油の高騰対策について…………… 14
- 6 水福連携の取組について…………… 16
- 7 各種審議会等の審議状況の報告について…………… 18

別冊 「平成26年版成果レポート（案）」（農林水産部関係抜粋）

平成 26 年 6 月 18 日

農林水産部

【議案補充説明】

1 議案第 129 号「みえ森と緑の県民税評価委員会条例案について」

1 制定理由

みえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（以下「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものです。

2 条例案の概要

- 所掌事項に関すること
 - 基金事業の実施後の評価に関する事項
 - 基金事業についての提言に関する事項
 - みえ森と緑の県民税条例附則第 5 項に規定するおおむね 5 年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
 - その他知事が必要と認める事項
- 組織に関すること
 - 委員会は、委員 10 人以内で組織するものとし、委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命するものとします。
 - また、委員の任期は 2 年とします。
- 運営に関すること
 - 委員会の庶務は、農林水産部において処理するものとします。

3 施行期日等

公布の日から施行します。

【議案補充説明】

2 議案第 130 号「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例案について」

1 制定理由

水源地域の森林の役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、水源地域の森林を保全する必要があることから、水源地域の森林の保全の在り方について調査審議するため、水源地域の森林の保全に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものです。

2 条例案の概要

○ 所掌事項に関すること

委員会は、知事の諮問に応じて、水源地域の森林の保全の在り方に関する事項等について調査審議するものとします。

○ 組織に関すること

委員会は、委員 8 人以内で組織するものとし、委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命するものとします。

また、委員の任期は 2 年とします。

○ 運営に関すること

委員会の庶務は、農林水産部において処理するものとします。

3 施行期日等

公布の日から施行します。

1 請願第 12 号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて」の処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成 24 年第 1 回定例会	請願第 12 号	県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて	<p>(これまでの取組)</p> <p>住宅への利用については、平成 17 年度から 20 年度まで「三重の木」を使用した住宅建築に対して補助するとともに、平成 23 年度は国の緊急総合経済対策を活用し「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅に対し補助しました。</p> <p>平成 21 年度からは、「三重の木」認証事業者が行う「三重の木」を PR する取組に支援するとともに、県内金融機関の協力により「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅ローンの金利優遇を実施していただいています。</p> <p>また、平成 24 年度からは、モデルハウス等に「あかね材」を利用して PR する民間企業の取組を支援しています。</p> <p>これらに加えて、平成 25 年度は、国で新たに創設された「木材利用ポイント事業」について、「三重の木」等の需要拡大に繋がることから、制度の PR に努めたところ、平成 25 年度末までに 690 件、197,354 千ポイントの利用がありました。</p> <p>一方、公共建築物への利用については、平成 25 年 10 月に「三重県県産材利用推進本部」を設置し、県の整備する建物などへの利用推進体制を強化しました。</p> <p>さらに、市町に対しても「木材利用方針」の策定を働きかけ、これまで 27 市町で策定されました。また、平成 23 年度から毎年「木材利用事例集」を作成し、市町や私立学校等に対して三重の木等の利用を働きかけています。</p> <p>これらの取組の結果、平成 25 年度の「三重の木」等の利用実績は、平成 24 年度実績の 33,899m³を 16% 上回る 39,232m³となりました。</p> <p>(今年度の取組)</p> <p>住宅への利用については、昨年度より国が実施する「木材利用ポイント事業」を活用し、「三重の木」等の利用拡大に取り組みます。</p> <p>また、引き続き「三重の木」の PR を行う認証事業者や、モデルハウス等に「あかね材」を利用して PR する民間企業の取組を支援するとともに、金融機関の協力を得て住宅ローンの金利優遇を</p>

			<p>実施していただきます。</p> <p>公共建築物への利用については、引き続き県自らが整備する建物への積極的な利用を図ります。また、市町や民間事業者の整備する公共建築物等の木造・木質化に向けて働きかけを行うとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業などにより保育園等への県産材の利用を支援してまいります。</p> <p>さらに、国の「木材利用ポイント」事業や公共建築物等の木造・木質化に対する支援が継続的に実施されるよう、国への提言等を行ってまいります。</p>
--	--	--	---

2 新規就農者の確保について

1 経緯

平成 17 年に 57,810 人であった県内農業就業人口は、平成 22 年には 42,624 人となっており、農業就業者の減少と高齢化が急速に進む中、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっています。

国においては、平成 24 年度から「青年就農給付金」を柱とする新たな施策の展開や既存制度の拡充など、新規就農の促進に向けた取組が強化されています。

県においても、新規就農者の受入体制を充実するため、地域の中心的な農業者が新規就農者を農業面・生活面からサポートする「みえの就農サポートリーダー制度」を平成 24 年 6 月に創設するなど、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいるところです。

2 取組状況と成果

新規就農者の確保に向けて、国、公益財団法人三重県農林水産支援センター、三重県農業会議、市町及び関係団体と連携し、

- (1) 就農相談への対応や就業・就職フェアの開催等による就業斡旋
- (2) 農業大学校における実践教育の充実
- (3) 新規就農希望者の技術習得や地域への溶け込み、新規就農者の経営確立に向けた支援

国の「青年就農給付金」の給付実績

H25 年度 準備型：37 人（47,250 千円）、経営開始型：83 人（108,750 千円）

「みえの就農サポートリーダー制度」の実施状況

H25 年度末 サポートリーダー登録数 131 人 サポート対象者数〔累計〕24 人

- (4) 緊急雇用創出事業、農の雇用事業による就業者の育成などに取り組んできました。

こうした取組の結果、平成 25 年度の新規就農者数〔45 歳未満〕は、135 人／年となり、平成 24 年度に比較して 18 人の増となりました。

なお、そのうち、自営または後継者としての就農は 57 人（対前年比 25 人増）で約 4 割、農業法人等への就職者は 78 人（対前年比 7 人減）で約 6 割を占めており、自営または後継者としての就農者が大幅に増加しました。

また、新規就農者の 8 割は、非農家または県外からの参入者が占めていました。

3 今後の課題と取組方針

今後とも新規就農希望者の増加が予想されますが、その多くは非農家または県外からの参入者で、栽培技術や地域での経営基盤などに不安を持ちながらの厳しい就農環境となると想定されるため、さらなる支援の充実を図っていく必要があります。

また、平成 26 年 4 月 1 日の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、10 月 1 日までは就農計画（新制度では青年等就農計画）の認定主体が県から市町へ移管されることから、新制度への円滑な移行を図るとともに、各地域段階での新規就農者の受入体制

の構築が必要です。

さらに、平成 25 年度に実施した農業法人等へ就業した人の定着状況に関する調査の結果によると、3 年後の農業定着率が 5 割程度と他産業より低い傾向があり、定着率の向上が課題となっています。

このため、今後は、市町や産地単位での就農相談窓口の設置や就農前後のサポートなど地域段階での新規就農者の受入体制の整備に向けて、国の事業や制度も有効に活用しつつ、

(1) 市町との連携による就農相談体制の構築

(2) 農業改良普及センターと就農サポートリーダーによる技術・経営面での支援体系の強化

を図るとともに、新たな取り組みとして、

(3) 農業法人等を対象とする雇用時のミスマッチの解消や就業環境の改善、人材育成プログラムの充実への支援

(4) 若者が安心して農業参入できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの促進などに取り組んでいきます。

三重県における新規就農者数の目標

農業経営体数・新規就農者数の目標

【三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（平成24年3月策定）】

○農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）

目標年度：平成33年度 3,000経営体（平成25年度実績 2,334経営体）

◎新規就農者数（県内で農業へ就業した45歳未満の人の数）

目標年度：平成33年度 110人／年（平成25年度実績 135人／年）

農業経営基盤強化促進法の一部改正（平成26年4月1日施行）に伴う

【三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（平成23年11月策定）】

の変更（平成26年6月予定）に際して、

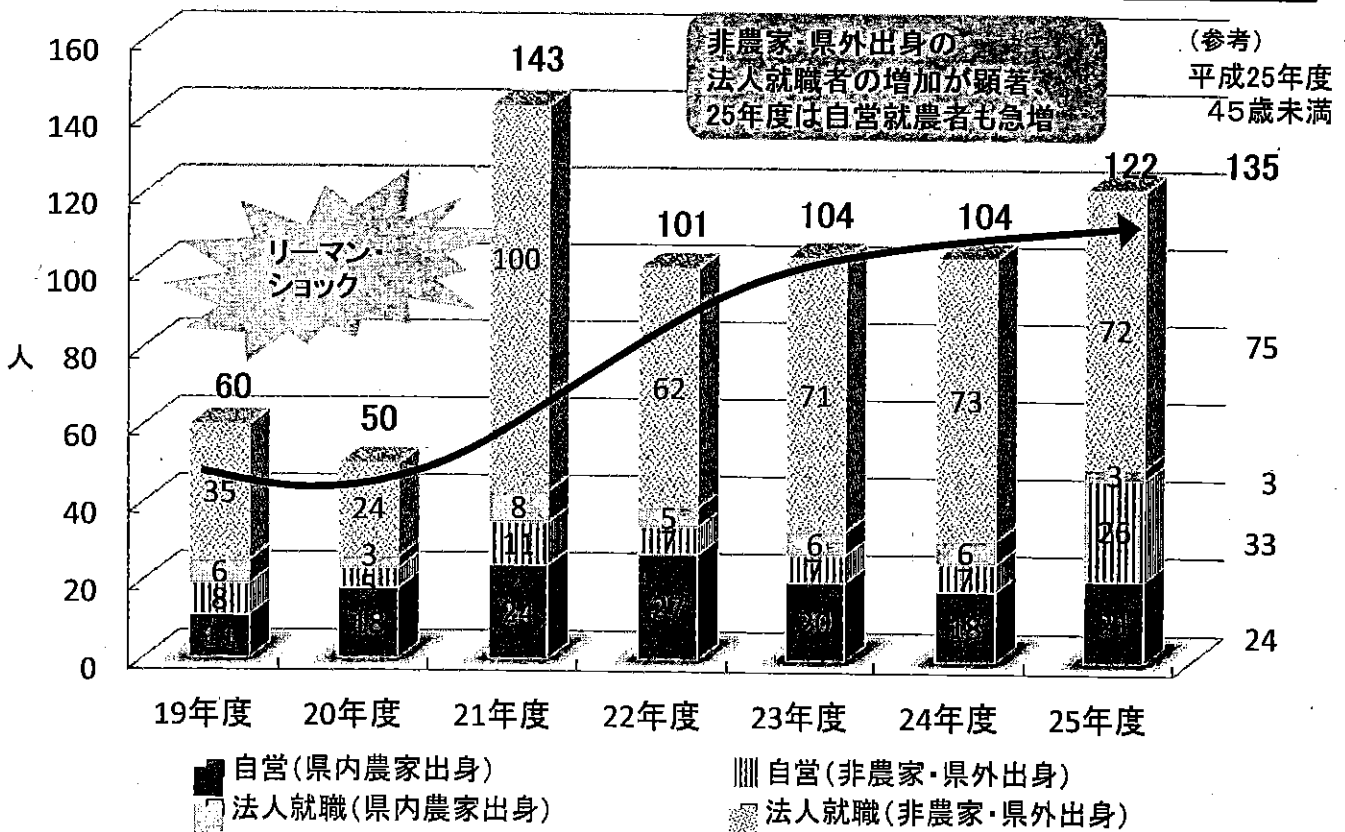
- ・農業経営体数の育成が頭打ちになっている状況
- ・平成25年12月に国が策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目標（新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大）を踏まえ、新規就農者数の目標の見直しを行う予定

◎新規就農者数（県内で農業へ就業した45歳未満の人の数）

目標年度：平成33年度 180人／年

- 〔独立・自営就農者数の目標 72人／年（参考：平成23年度実績 34人／年）〕
- 〔法人等への就農者数の目標 108人／年（参考：平成23年度実績 79人／年）〕

新規就農者数〔40歳未満〕の推移



3 農福連携の取組について

1 現状・課題

(1) 現状

農業の担い手確保や障がい者の新たな就労の場につながる重要な取組として、福祉事業所の農業参入への支援や農業経営体による障がい者雇用の促進など農福連携に取り組んでいます。

具体的には、県の関係部局で構成する「農福連携・障がい者雇用推進チーム」の活動を通して、

- ①農業大学校における全国初の試みとして「農業と福祉」の履修科目への組み入れや、農業基礎研修の公開講座への福祉事業所支援員の参加の呼びかけなどによる農業と福祉を橋渡しできる人材（農業ジョブトレーナー）の育成（平成 25 年度 7 名参加）
- ②中央農業改良普及センターに「農福連携」を推進する担当の配置による福祉事業所の農業参入、規模拡大及び 6 次産業化など経営発展を支援する体制の強化
- ③農業経営体における特別支援学校との連携によるインターンシップの実施（平成 25 年度 4 校、6 農業経営体で実施）

などに取り組んできました。

これまでの取組によって、農業参入した福祉事業所が平成 23 年度と比較して 2 倍以上の 29 事業所（平成 25 年度末実績）となったほか、そこで働く障がい者も 2 年間で 250 名増加し 429 名（平成 25 年度末実績）となるなど、成果が上がっています。

(2) 課題

農業分野における障がい者の就労をさらに拡大させていくためには、

- ①福祉事業所において、栽培技術や経営能力の向上、障がい者の農作業を支援する人材育成をさらに進めること
- ②農業経営体において、障がい者雇用への理解を高めるとともに、障がい者が農業就労することへの家族の不安を軽減すること
- ③障がい者が担える農作業を年間通じて確保するとともに、安定的な収入が得られる品目を拡大すること

などに取り組む必要があります。

2 平成 26 年度の取組

「農福連携・障がい者雇用推進チーム」の活動などを通じて、

- ①農業大学校に新設した福祉事業所向けの公開講座（定員 10 名）を通じた支援員の農業技術習得への支援

- ②農業経営体を対象とした農業分野における就労事例を紹介する研修会の開催や適切な情報の提供
- ③特別支援学校における農業基礎技術習得実習（5校、年間各校で3回実施予定）への普及指導員や先進農業者の派遣、農業経営体における特別支援学校生徒の実習受け入れ（6校で実施予定）
- ④障がい者が担える農作業をさらに拡大するための農作業のリストアップと検証、作業の分割など工程の改善を通じた現地実践への支援
- ⑤「共同受注窓口みえ」との連携やステップアップカフェ（仮称）の活用によるニーズ把握を通じた安定的な収入が得られる農作物の品目拡大などに取り組みます。

農業分野における障がい者就労の状況 (参考)

表1 農業経営体における雇用実態(H26年3月末現在)

年度	農業経営体数	障がい者雇用人数
H23年度末	9 経営体	17 名
H24年度末	15 経営体	23 名 (新規2名)
H25年度末	12 経営体	20 名 (新規2名)

表2 福祉事業所における農業参入実態(H26年3月末現在)

年度	農業形態	福祉事業所数	障がい者就労人数
H23年度末	面積30a以上、 売上50万円以上	14 事業所	179 名 (うち雇用契約71名)
	上記未満	23 事業所	253 名
	合 計	37 事業所	432 名
H24年度末	面積30a以上、 売上50万円以上	17 事業所	263 名 (うち雇用契約111名)
	上記未満	21 事業所	199 名
	合 計	38 事業所	462 名
H25年度末	面積30a以上、 売上50万円以上	29 事業所	429 名 (うち雇用契約140名)
	上記未満	31 事業所	231 名
	合 計	60 事業所	660 名

※特例子会社 株式会社Bridge(H26年2月10日認定) 障がい者就労人数6名

4 水源地域の森林の保全に関する取組について

1 経緯

本県の水源地域の大部分を占める森林は県土の65%を占め、古くから林業が盛んであったことから、所有者ごとの面積割合では私有林が最も多く82%（全国58%）を占めています。

一方、所有森林が10ha未満の小規模な林家が全体の約9割を占め、林業の採算性の悪化による所有森林への関心の低下や、森林境界の不明確化などを起因とする、管理が不十分な森林の拡大が懸念されています。

他の道県では外国法人等による目的が不明確な森林の取得事例もみられるなど、水源地域の森林の保全管理に懸念が高まるなか、平成26年4月現在15道県において森林売買等を行う際の事前届出制度を柱とする条例が制定されています。

2 条例制定県等の調査

今後の本県の水源地域の森林の保全に向けた取組の参考にするため、平成25年8月に条例を制定している埼玉県、福井県を訪問して聞き取り調査を行うとともに、他の道県についても電話等で調査を行いました。

条例の目的については、15道県のうち12県が「水源地域の保全」を、3道県が「水源地域の保全」と併せて「水資源の保全」を目的としています。

3 市町への意向調査

平成26年の1月には県内27市町へアンケート調査を行い、水源地域の森林の保全についての意向を確認しました。

調査結果は、水源地域の森林の保全を図るうえで森林売買等に対して「現在、不安に感じている」が2市町、「現在はないが、将来への不安がある」が15市町、「不安は全くない」が10市町となりました。

また、その対策として「国に対して新たな法律を要望」が17市町、「県に対して条例制定を要望」が8市町となりました。

4 今後の対応

このような背景のもと、本県においても水源地域の森林の保全の在り方について調査審議するため、6月定例会に「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例案」を提出させていただいたところです。

検討委員会の委員については8名以内とし、委員には林学や森林水文学、法律学の専門家等に加え、司法書士や森林関係団体の代表、関係市町等から選定し、それぞれ専門的な立場から水源地域の森林の保全の在り方について検討していただきたいと考えています。

【参考】

1 他道県の条例制定状況（議決日）

制定年度	条例制定した道県名
平成23年度	北海道、埼玉県
平成24年度	群馬県、茨城県、山梨県、岐阜県、長野県、山形県、福井県、石川県、富山県
平成25年度	新潟県、宮崎県、徳島県、秋田県
計	15

2 市町への意向調査結果概要

(1) 貴市町の水源地域の森林を保全していく上で、森林売買等について不安がありますか。

回答	市町数	比率
① 現在、不安に感じている。	2	7%
② 現在はないが、将来への不安がある。	15	56%
③ 不安は全くない。	10	37%
計	27	100%

※木曾岬町、川越町は地域森林計画対象森林がないため、調査対象外としました。

(2) 今後、どのような対策が必要と思いますか。

(複数回答)

回答	回答数
① 現行法令による規制の下、既存の保安林制度などを活用していくことで対応	11
② 国における森林保全のテーマであることから、国が法律で規制を強化	17
③ 森林が市町をまたがり分布していることから、県が森林や各市町の状況などを総合的に考慮して新たな条例を制定	8
④ 住民に直接、水を供給する役割を担っており、基礎的な自治体でもある市町が地域の状況を個別に判断して新たな条例を制定	2
⑤ 上記以外	2
計	40

※木曾岬町、川越町は地域森林計画対象森林がないため、調査対象外としました。

5 漁業用燃油の高騰対策について

1 現状

漁業は、燃油代が生産コストの2～3割を占めており、他産業に比べて高いため、燃油価格の高騰は漁業経営に大きな影響を与えています。

A重油価格は中国やインド等の新興国の経済発展による需要の増大等により上昇し、平成20年8月期に125円/㍓の最高値を記録しました。平成21年以降の価格は、変動を繰り返しながら緩やかな上昇傾向にあり、平成26年4月期では102円/㍓となっており、今後の動向を注視していく必要があります。

2 国の対策

国は、漁業用燃油であるA重油の石油石炭税や軽油の軽油引取税を免税しています。

また、平成22年度から燃油価格の高騰に対応するため、漁業者と国が2分の1ずつ拠出して基金を造成し、価格が一定以上上昇した場合に基金から補てん金を交付する「漁業経営セーフティーネット構築事業」を実施してきました。

さらに、平成25年7月から平成27年3月までは「漁業用燃油緊急特別対策」として、燃油価格が特別対策発動ライン（A重油価格95円/㍓）を超えた場合、発動ラインを超えた部分の補てん金について、国の負担を4分の3に増やす措置を実施しています。

平成26年度からは、船底清掃による水中抵抗の減少等に取り組む漁業者グループに対し、燃油代の一部を助成する「省燃油活動推進事業」が始まりました。加えて、燃油使用量を10%以上削減できるLED集魚灯や省エネ型エンジン等の導入に対して助成を行う「省エネ機器等導入推進事業」も始まりました。

3 県内の状況

県は、「漁業経営セーフティーネット構築事業」への加入促進を図るため、漁業者の申請窓口である三重県漁連と連携して漁業者に説明会を12回開催しました。その結果、平成25年3月末日で98件であった契約件数が、平成26年3月末日で340件に増加し、遠洋・近海かつおまぐろ漁船等の燃油使用量の多い漁業種類については、約9割の加入となっています。

平成25年度の補てん金については、第3四半期までに4億6千7百万円が支払われ、第4四半期についても、県漁連等が国に対し請求を行いました。

また、平成26年度から「省燃油活動推進事業」を活用するため、漁協、市町、漁連及び県で構成される三重県域水産業再生委員会が「省燃油活動プラン」を作成し、国の承認を受けました。

さらに、県が利子補給を行っている漁業近代化資金等を活用して、省燃油型機器の導入等を促進し、平成25年度は低燃費エンジンの機関換装を5件支援しました。

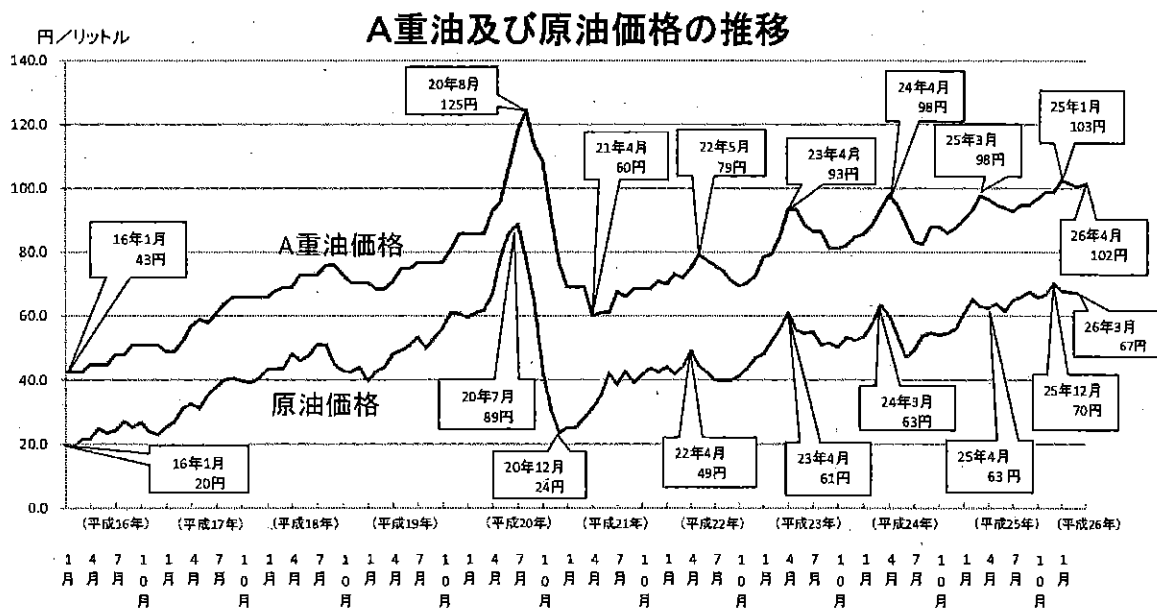
4 今後の取組方針

「漁業経営セーフティーネット構築事業」は、燃油価格等の高騰の影響を緩和する事業として、漁業者に好評であり、引き続き、三重県漁連と連携して説明会等を開催し、「漁業経営セーフティーネット構築事業」へのさらなる加入を促進します。

また、「省燃油活動推進事業」の実施にあたり、三重県水産業再生委員会と連携を図り、省燃油プランの実行や省燃油機器等の導入を促進します。

さらに、県は、漁業近代化資金等による省燃油型機器の導入等を促進します。

今後も、コスト対策や省燃油活動に積極的に取り組む漁業者の経営安定を支援してまいります。



注1:平成26年4月の原油価格は平成26年5月初旬に公表。
 注2:A重油価格は、水産庁調べによる毎月1日現在の全漁連京浜地区供給価格。

(出典：水産庁ホームページ)

6 水福連携の取組について

1 現状

水産業界における障がい者の就労の機会を提供する水福連携の取組は、これまでほとんど行われてきませんでした。農林水産部では、平成 25 年度に「水産と福祉がつながることによって、それぞれが抱えている問題を解決できるのでは。」と考えた若手職員によって水福連携ワーキンググループを立ち上げました。ワーキングは、既に福祉との連携に取り組んでいる県内の農場の取組や鳥取県の水福連携の取組等を調査し、水福連携における課題についての検討や、実際に障がい者による作業の実現に取り組みました。

2 課題

水産と福祉はこれまでに接点がなく、水産側では障がい者がどのような作業が担えるのか、福祉側では水産にどのような作業があるのかといった情報をお互いに知らない状況にあります。また、漁業では船上や筏上の作業など、転落等の危険が伴う作業が多いため、障がい者による作業は困難であると考えられていました。

そこで、障がい者の新たな就労の場づくりや水産の新たな担い手の確保につなげるためには、障がい者が担える作業の抽出を行い、福祉側に提示し、水産と福祉の相互理解を深めることが必要であることが分かりました。

3 取組状況

障がい者が担える作業を抽出した結果、三重県栽培漁業センターがアコヤガイの種苗生産で使用する付着器の作製等は、障がい者が作業できるうえ、水産側に作業を委託したいというニーズがあることがわかりました。そこで、ワーキングが水産と福祉の仲介者となり、作業委託の実現に取り組んだ結果、健常者と変わらない工賃で志摩市社会福祉協議会への作業委託が実現しました。

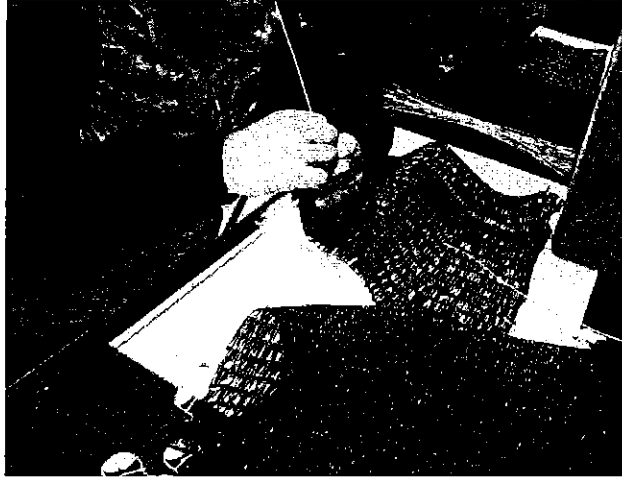
この他、三重外湾漁協と志摩市社会福祉協議会との話し合いの結果、平成 25 年 12 月に伊勢市内で開催された「今一色のり祭」の三重外湾漁協の鮮魚販売ブースで、障がい者による鮮魚販売が実現しました。

4 今後の取組について

県は、平成 26 年度もワーキングを継続し、志摩市社会福祉協議会等の社会福祉団体や東紀州くろしお学園等の特別支援学校等関係機関の協力を得ながら水福連携の可能性について、さらに調査研究を進めます。また、障がい者に提供できる作業を幅広くリスト化し、「NPO 法人共同受注窓口みえ」等の仲介機能を有効に使って、より多くの就労機会を提供できないか検討してまいります。

これらの成果を参考に、事業化に向けて水福連携を推進してまいります。

【参考】



障がい者がアコヤガイ付着器を作製する様子



三重外湾漁協と障がい者が「今一色のり祭」で
鮮魚販売する様子

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成26年2月17日～平成26年6月2日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然公園部会
2 開催年月日	平成26年2月18日(火)
3 委員	【部会長】鈴鹿国際大学 教授 富田寿代 他4名
4 諮問事項	鈴鹿国定公園にかかる公園事業について 香肌峡県立自然公園にかかる公園計画、事業等について
5 調査審議結果	鈴鹿国定公園の公園事業及び香肌峡県立自然公園の公園計画、事業等について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 第1回森林保全部会
2 開催年月日	平成26年2月20日(木)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	度会町地内の森林における保安林解除及び林地開発許可申請について
5 調査審議結果	風力発電施設の設置に伴う度会町地内における保安林解除及び林地開発許可申請について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成26年3月13日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 准教授 大野 研 他4名
4 諮問事項	中山間ふるさと水と土保全対策事業について 農地・水・環境保全向上対策事業について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 第2回鳥獣部会
2 開催年月日	平成26年3月17日(月)
3 委員	【部会長】三重県農業会議事務局長 米山 宗隆 他4名
4 諮問事項	特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について
5 調査審議結果	特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 第2回森林保全部会
2 開催年月日	平成26年3月18日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他4名
4 諮問事項	南伊勢町地内の森林における林地開発許可申請について
5 調査審議結果	太陽光発電施設の設置に伴う南伊勢町地内における林地開発許可申請について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会
2 開催年月日	平成26年5月21日(水)
3 委員	【委員長】三重大学 名誉教授 石田 正昭 他3名
4 諮問事項	中山間地域等直接支払制度第3期(平成22から26年度)最終評価について
5 調査審議結果	中山間地域等直接支払制度第3期(平成22から26年度)最終評価について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	